

議 長 日程第2「議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目よろしくお願い申し上げます。
議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月2日提出、松田町長本山博幸。

提案理由。公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙公営の対象を拡大し、町の選挙における立候補に係る環境を改善するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運営の公費負担に関する条例について御説明をさせていただきます。

この条例は、提案理由にありますとおり、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙公営の対象を拡大し、町の選挙における立候補に係る環境を改善するため、条例の整備を行うものでございます。

整備の内容でございますが新規に制定する松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運営の公費負担に関する条例により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費負担とする規定をいたします。

それでは、1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。第1条の趣旨でございますが、公職選挙法の規定に基づき、松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることとすることを趣旨としています。

次に、第2条の選挙運動用自動車の使用の公費負担でございますが、6万4,500円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるこ

とを規定しています。

次に、第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出は、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者等と選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担及び支払手続では、松田町は候補者が契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める金額を第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、事業者等に対し支払うことを規定しております。

1号は一般運送契約である場合。選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額1日当たりの上限6万4,500円の合計金額とし、2号では当該契約が一般運送契約以外の契約である場合に、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を支払うことを規定しております。アでは、当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額1日当たり上限1万5,800円の合計金とし、3ページを御覧ください。イでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合については、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金1日当たり上限7,560円とし、ウでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、その勤務に対し支払うべき報酬の額1日当たり上限1万2,500円の合計金額としております。

次の第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定では、前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日につき一般運送契約と一般運送契約以外の契約とのいずれも締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものと見なして、同条の規定を適用するとしております。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。第6条でございます。こ

れは選挙運動用ビラの作成の公費負担についてですが、候補者は第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる規定でございます。

次の第7条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出では、選挙運動用自動車と同様にビラの作成業者との間において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しています。

次の8条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございますが、松田町は候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり7円51銭を上限とした作成単価にビラの作成枚数を乗じて得た金額を業者からの請求に基づき、業者に対し支払うことを規定しております。

次の第9条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担では、候補者は第11条に定める選挙運動用ポスター作成の公費負担では、候補者は第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することを規定しています。

5ページを御覧ください。第10条の選挙運動用ポスターの作成の契約の届出では、選挙運動用自動車と同様に、ポスター作成業者との間において作成に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないと規定をしております。

第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続ですが、松田町は候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの作成単価1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に当該選挙用運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を上限として、業者からの請求に基づき業者に支払うことを規定しております。

次の第12条の委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事業は松田町選挙管理委員会が別に定めることを規定しています。

次に附則です。1で施行期日を令和3年4月1日とするものとし、次のペー

ジにわたりますが、2号で適用区分として、この条例は、この条例の施行の日以降、その期日を告示された選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 1 番 寺 嶋 何点かお伺いします。まず、1番として、公職選挙法の改正の中でね、今、説明、提案ありました選挙運動用自動車、ビラ、それからポスターのこの公費負担ということで、それぞれですね、候補者と契約者がですね、契約を結んで、それで契約書と、それから見積書ですよ。何か、そういうのをですね、添付して、それで候補者申請のときに、事前にするかあれですけども、一緒に出すというようなことになるのかなと思いますけれども、それが1つですね。あとは、ただこれだけじゃいけないので、選挙が終わったら今度は町にですね、公費負担の支払、請求書というんですか、そういうのをまた出さないと、結局、事前と事後と2回申請、書類をね、出すような格好になると思いますけれども、そういうのでよろしいのでしょうか。

あとはですね、2点目はですね、供託金ですけども、町村議会議員選挙における供託金の導入ということで、今回から、次期選挙から15万円という供託金が必要になるんですけども、これは、この供託金の預け入れは預金はですね、法務省に供託金を預けるというようなことになると思いますけども、まず法務省に行ってですね、それで申請しますよね。それから、今度はそこで申請したら指定の金融機関に供託金を納入して、それから法務省から供託証明書というのを発行してもらって初めて供託金を支払ったということで立候補ができるというようなことで、そういう流れでよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

参事兼総務課長 寺嶋議員の御質問にお答えします。まず初めにですね、契約のときなんですけども、契約書を交わしたときに、選挙管理委員会に届出をしていただくこと。それと見積書については、ちょっと今のところ、まだアナウンスが今のところないんですけども。請求につきましては、先ほど条例の説明の中でござ

いましたとおり、事業者のほうから請求書を松田町のほうに出していただいて、松田町のほうから直接お支払いをするような形になっております。供託金についてはですね、公職選挙法の改正で、今回のこの条例の中にはないので、特にこちらのほうでは把握はしてない部分でございますけれども、また分かり次第ですね、御連絡するような形というかアナウンスするような形になるかと思いますが、今のところまだこちらのほうに届いてないという形です。

11番 寺 嶋 契約、それぞれ自動車、ビラ、ポスター、契約、結局、事業者またはその自動車の場合は所有者とか、そういう方と契約をするんです。だから、結局、書類をね、出す、まとめるのは事業者から出すんですけども、候補者がね、そのものとの契約だから、候補者自体が代わりにね、一緒、事業者から出してもいいんですけども、候補者が町にね、契約しましたと、そういう契約書があるわけですよ。それを候補者が一緒にね、選挙管理委員会に出してもいいわけですよ。別に、事業者が直接出すんじゃないくて。

参事兼総務課長 今回の御質問ですけども、契約に関しましては、候補者と事業者と契約していただきます。その契約につきましては、候補者が選挙管理委員会のほうに契約した旨を届け出るという形でございます。

11番 寺 嶋 そういう…ただ1回目の説明ではね、ちょっと私のまだちょっと分からなかったものでね、質疑をしたんですよ。

それで、供託金の場合はですね、まだ何が来てないというか、そのはっきりしたことが分からないというのは、どういうのが、法務省に供託をね、供託金を預託するということ自体はね、それはしないと候補者としては、候補者に書類書いただけではね、候補者として認められないわけですよ。だから、その手続自体はね、結局、法務省にね、最初の手続と後で没収されなければ、また預託金を返してもらう、そういう手続が必要なんです。結局、法務省にはね、2回行かなきゃいけないはずなんですよ。そういうのがね、まだ分からないと言ったって、ほとんどもう、市とか一般市の場合はね、もう、そういうのが通常になっているわけですから、市のほうのね、そういうのを参考にすればね、その分からないということはあるんですけども、おおよその見当はつくわけですから、そういうのをね、こういうふうになるんじゃないでしょうかという

目安ぐらいはですね、示していただかないと、ただ分からないでは、私も分かりませんので、お聞きします。以上。

参事兼総務課長 大変申し訳ございませんでした。預託金制度につきましては、当然、もう町長選挙のほうで行ってございますので、全くそれと同じ手続ということでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 今回の第49号のこの公費負担に関する条例とはちょっと離れるんですけども、一番後ろの2ページ、参考資料の2ページをお願いいたします。大きい3のくくりです。今回の公選法改正に関する、その他の内容で、①までは条例がずっと新しく制定、今回提案されたと思うんですけども、②の供託金、この2行目に供託金没収点は云々と出ております。これ、私にはすごい大事なことですけど、供託金没収、これについて法定投票数に対して何割という規定があると思います。要するに、何割取れなかったら、何票取れなかったら15万、要するに没収されるということなので、その数字を教えてくださいと思います。没収時点の数字です。よろしくお願いいたします。

もし分からなかったら、後で結構です。

参事兼総務課長 申し訳ございません。調べまして、後ほどお伝えいたします。申し訳ございません。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 1点お伺いいたします。こういった形でですね、選挙運動の公費負担によってですね、ますます、こういう議会議員選挙のですね、活性化に図るというふうに感じられます。ただですね、この場合に、参考資料等を見ますとですね、大分、公費負担の額としては、今まで見られなかった部分がですね、選挙運動用自動車とかですね、ポスター、ビラの作成等ではですね、大きい金額になると。候補者数が多くなればですね、その分多くなるということですが。まず、これらによってですね、町のほうの予算、直近にありますのは町長選挙、その次が議会議員選挙というふうな順番になろうかと思いますが、どの程度ですね、選挙費用としてですね、増えるのかというシミュレーションはされているのかどうかということでお伺いをいたします。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問でございますけれども、こちらのほうで試算はしているところでございます。町長選の場合、3名分という形の中で5日間、選挙運動用自動車の場合で一般運送契約の場合は単価マックスで6万4,500円と考えていますので、5日分で3名分で96万7,500円ぐらいかかるかなと。あと、個別契約につきましては、その数にその単価と日数を掛けたもので試算をしております。一番多いところでは96万7,500円でございますので、それとですね、あと、選挙運動用ビラも単価を掛けまして3名分で、約、大体12万2,000円ぐらいですかね。ポスターのところにつきましても、大体これ単価、日数で割ると約5,500円ぐらいかかりますので、大体170万ぐらいかかるのではないかと試算はしております。以上です。

6 番 井 上 町長選挙費用ですと、270万ぐらいかかるということかと思えます。またさらに、それが議会議員選挙ですと、立候補者数によってですね、ですけども、ビラの費用が減る部分であればですね、その掛ける、立候補者数が何名出るのか、15名ぐらい出ればですね、大分これの5倍近い金額が加わるのかというふうにも思えます。

そこでですね、お伺いをしたいと思うんですけれども、こういった公職選挙法の改正に伴うということで、国の施策の方向性が見られる、今回のですね、条例制定ですけども、それに対応してですね、交付税算入というのがあるのかということについてお伺いをしたいと思います。

政 策 推 進 課 長 そちらにつきましては、確認次第、報告をさせていただきます。

6 番 井 上 確認次第ということは、現時点では、まだ交付税算入の中に入るかどうかというのは未定だということなのか、分からないということなのか、その点だけでも再度お願いをいたします。

政 策 推 進 課 長 現在のところ、国からの申達等がございませんので、未定ではなく、確認ができていないということなので、改めて確認させていただきます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。